

# 田中一昭委員提出資料

平成15年11月11日

# 委員会としての意見の確認

意見書に沿った分割の試算にあたっては、次のことを再確認したい。

- ◆意見書では、基本認識として、プール制と償還主義による建設方式はもはや限界であり、また施行命令方式は組織の自主性を阻害するものと位置付けた。
- ◆さらに、建設は新会社が自主的に判断するものとし、新会社への建設資金の拠出は一切行わないこと、同時に、資金調達は新会社自ら行う(財投を認めない)ことを盛り込んだ。
- ◆したがって、新会社の経営判断や市場の判断とは異なる予測計算によって、新会社の経営を拘束することは、当委員会を含むいかなる政府機関もこれを行うべきではない。投資判断は最も重要な経営事項であり、公団方式の限界と改革の意義を踏まえ、市場からの資金調達を前提とした新会社の意思決定に委ねられるべきものである。
- ◆すなわち、地域分割の試算にあたっては、プール制・償還主義をもとにした残事業費を各会社へ負担させるかのような試算を示すべきでなく、あくまで、既存債務の分割や資産買戻しに至るまでの貸付料の算定など各会社の収益調整に限定すべきである。
- ◆なお、意見書中のいわゆる中村基準は、政策判断としての優先順位付けを拘束するものであり、新会社の経営判断を拘束しない。